定期預金等規定（通帳用）

期日指定定期預金規定

〈非自動継続型〉

１．（預金契約の成立）

（１）当金庫は、お客様から期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）に係る申込を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

（２）この預金の預入れは１口1,000円以上300万円未満とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

２．（預金の支払時期等）

（１）この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

（２）満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（通帳記載の据置期間満了日）から通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、取引店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

（３）満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

（４）指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

３．（利　息）

（１）この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①１年以上２年未満……通帳記載の「２年未満」の利率

②２年以上……通帳記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」といいます。）

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を定期預金共通規定第３条により満期日前に解約する場合の利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①６か月未満……解約日における普通預金の利率

②６か月以上１年未満……２年以上利率×40％

③１年以上１年６か月未満……２年以上利率×50％

④１年６か月以上２年未満……２年以上利率×60％

⑤２年以上２年６か月未満……２年以上利率×70％

⑥２年６か月以上３年未満……２年以上利率×90％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

４．（規定の変更）

（１）この預金規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（３）前２項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、巻末の「定期預金共通規定」を参照ください。

以上

自動継続期日指定定期預金規定

〈自動継続〉

１．（預金契約の成立）

（１）当金庫は、お客様から自動継続期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）に係る申込を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

（２）この預金の預入れは１口1,000円以上300万円未満とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

２．（自動継続）

（１）この預金は、通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日に当金庫の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を取引店に申出てください。

３．（預金の支払時期等）

（１）この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

①満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（通帳記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の１年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、取引店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

②継続停止の申出があり、満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

（２）指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

（３）継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

４．（利　息）

（１）この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算します。

①１年以上２年未満……通帳記載の「２年未満」の利率

②２年以上……通帳記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」といいます。）

（２）継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

（３）継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。

（４）指定された満期日から１か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（５）この預金を定期預金共通規定第３条により満期日前に解約する場合の利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①６か月未満……解約日における普通預金の利率

②６か月以上１年未満……２年以上利率×40％

③１年以上１年６か月未満……２年以上利率×50％

④１年６か月以上２年未満……２年以上利率×60％

⑤２年以上２年６か月未満……２年以上利率×70％

⑥２年６か月以上３年未満……２年以上利率×90％

（６）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

５．（規定の変更）

（１）この預金規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（３）前２項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、巻末の「定期預金共通規定」を参照ください。

以上

自由金利型定期預金（M型）規定　（スーパー定期）

〈非自動継続型〉

１．（預金契約の成立）

（１）当金庫は、お客様から自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）に係る申込を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

（２）この預金の預入れは１口1,000円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

２．（預金の支払時期）

この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

３．（利　息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型２年定期預金（M型)」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

Ａ．現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

Ｂ．預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

Ｃ．定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により、中間利払日にその自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫店頭に掲示する利率を適用します。

②預入日の３年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず約定日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を定期預金共通規定第３条により満期日前に解約する場合の利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の３年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については６か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×50％

Ｃ．１年以上３年未満……約定利率×70％

②預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×20％

Ｃ．１年以上１年６か月未満……約定利率×20％

Ｄ．１年６か月以上２年未満……約定利率×20％

Ｅ．２年以上２年６か月未満……約定利率×40％

Ｆ．２年６か月以上３年未満……約定利率×40％

Ｇ．３年以上４年未満……約定利率×70％

③預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×20％

Ｃ．１年以上１年６か月未満……約定利率×20％

Ｄ．１年６か月以上２年未満……約定利率×20％

Ｅ．２年以上２年６か月未満……約定利率×30％

Ｆ．２年６か月以上３年未満……約定利率×30％

Ｇ．３年以上４年未満……約定利率×40％

Ｈ．４年以上５年未満……約定利率×70％

④預入日の５年後の応当日から預入日の７年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×10％

Ｃ．１年以上１年６か月未満……約定利率×10％

Ｄ．１年６か月以上２年未満……約定利率×10％

Ｅ．２年以上２年６か月未満……約定利率×20％

Ｆ．２年６か月以上３年未満……約定利率×20％

Ｇ．３年以上４年未満……約定利率×40％

Ｈ．４年以上５年未満……約定利率×50％

Ｉ．５年以上６年未満……約定利率×70％

Ｊ．６年以上７年未満……約定利率×90％

⑤預入日の７年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×10％

Ｃ．１年以上１年６か月未満……約定利率×10％

Ｄ．１年６か月以上２年未満……約定利率×10％

Ｅ．２年以上２年６か月未満……約定利率×20％

Ｆ．２年６か月以上３年未満……約定利率×20％

Ｇ．３年以上４年未満……約定利率×30％

Ｈ．４年以上５年未満……約定利率×40％

Ｉ．５年以上６年未満……約定利率×50％

Ｊ．６年以上７年未満……約定利率×60％

Ｋ．７年以上８年未満……約定利率×70％

Ｌ．８年以上９年未満……約定利率×80％

Ｍ．９年以上 10 年未満……約定利率×90％

⑥預入日の 10 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×10％

Ｃ．１年以上１年６か月未満……約定利率×10％

Ｄ．１年６か月以上２年未満……約定利率×10％

Ｅ．２年以上２年６か月未満……約定利率×20％

Ｆ．２年６か月以上３年未満……約定利率×20％

Ｇ．３年以上４年未満……約定利率×30％

Ｈ．４年以上５年未満……約定利率×30％

Ｉ．５年以上６年未満……約定利率×40％

Ｊ．６年以上７年未満……約定利率×50％

Ｋ．７年以上８年未満……約定利率×70％

Ｌ．８年以上９年未満……約定利率×80％

Ｍ．９年以上 10 年未満……約定利率×90％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年 365 日として日割で計算します。

４．（中間利息定期預金）

（１）中間利息定期預金の利息については、前記第３条の規定を準用します。

（２）中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しないこととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するとき、または、中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

５．（規定の変更）

（１）この預金規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（３）前２項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、巻末の「定期預金共通規定」を参照ください。

以上

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 （スーパー定期）

〈自動継続型〉

１．（預金契約の成立）

（１）当金庫は、お客様から自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）に係る申込を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

（２）この預金の預入れは１口1,000円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

２．（自動継続）

（１）この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は継続日に当金庫店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

３．（利　息）

（１）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、第３条１項および２項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（継続後の預金については前記第２条２項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型２年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

② 預入日の３年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず約定日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、満期日に支払います。

③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

（２）この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。

①預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および預入日の３年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②自動継続自由金利型２年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

Ａ．預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

Ｂ．中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます）とし、その利率は中間利払日における当金庫店頭に掲示する利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型２年定期預金（M型）に継続します。

③預入日の２年後の応当日の翌日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

（３）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（４）この預金を定期預金共通規定第３条により満期日前に解約する場合の利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の３年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については６か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×50％

Ｃ．１年以上３年未満……約定利率×70％

②預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×20％

Ｃ．１年以上１年６か月未満……約定利率×20％

Ｄ．１年６か月以上２年未満……約定利率×20％

Ｅ．２年以上２年６か月未満……約定利率×40％

Ｆ．２年６か月以上３年未満……約定利率×40％

Ｇ．３年以上４年未満……約定利率×70％

③預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×20％

Ｃ．１年以上１年６か月未満……約定利率×20％

Ｄ．１年６か月以上２年未満……約定利率×20％

Ｅ．２年以上２年６か月未満……約定利率×30％

Ｆ．２年６か月以上３年未満……約定利率×30％

Ｇ．３年以上４年未満……約定利率×40％

Ｈ．４年以上５年未満……約定利率×70％

④預入日の５年後の応当日から預入日の７年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×10％

Ｃ．１年以上１年６か月未満……約定利率×10％

Ｄ．１年６か月以上２年未満……約定利率×10％

Ｅ．２年以上２年６か月未満……約定利率×20％

Ｆ．２年６か月以上３年未満……約定利率×20％

Ｇ．３年以上４年未満……約定利率×40％

Ｈ．４年以上５年未満……約定利率×50％

Ｉ．５年以上６年未満……約定利率×70％

Ｊ．６年以上７年見未満……約定利率×90％

⑤預入日の７年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×10％

Ｃ．１年以上１年６か月未満……約定利率×10％

Ｄ．１年６か月以上２年未満……約定利率×10％

Ｅ．２年以上２年６か月未満……約定利率×20％

Ｆ．２年６か月以上３年未満……約定利率×20％

Ｇ．３年以上４年未満……約定利率×30％

Ｈ．４年以上５年未満……約定利率×40％

Ｉ．５年以上６年未満……約定利率×50％

Ｊ．６年以上７年未満……約定利率×60％

Ｋ．７年以上８年未満……約定利率×70％

Ｌ．８年以上９年未満……約定利率×80％

Ｍ．９年以上 10 年未満……約定利率×90％

⑥預入日の 10 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×10％

Ｃ．１年以上１年６か月未満……約定利率×10％

Ｄ．１年６か月以上２年未満……約定利率×10％

Ｅ．２年以上２年６か月未満……約定利率×20％

Ｆ．２年６か月以上３年未満……約定利率×20％

Ｇ．３年以上４年未満……約定利率×30％

Ｈ．４年以上５年未満……約定利率×30％

Ｉ．５年以上６年未満……約定利率×40％

Ｊ．６年以上７年未満……約定利率×50％

Ｋ．７年以上８年未満……約定利率×70％

Ｌ．８年以上９年未満……約定利率×80％

Ｍ．９年以上 10 年未満……約定利率×90％

（５）この預金の付利単位は１円とし、１年 365 日として日割で計算します。

４．（中間利息定期預金）

（１）中間利息定期預金の利息については、前記第３条の規定を準用します。

（２）中間利息定期預金については原則として、通帳に記載しないこととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については、別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するとき、または、中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

５．（規定の変更）

（１）この預金規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（３）前２項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、巻末の「定期預金共通規定」を参照ください。

以上

自由金利型定期預金規定　（大口定期預金）

〈非自動継続型〉

１．（預金契約の成立）

（１）当金庫は、お客様から自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）に係る申込を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

（２）この預金の預入れは１口1,000万円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

２．（預金の支払時期等）

この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

３．（利　息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日

からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A．現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

B．預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金を定期預金共通規定第３条により満期日前に解約する場合の利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の１か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、最も低い利率。

A．解約日における普通預金の利率

B．約定利率−約定利率×30％

C．$$約定利率-\frac{(基準利率-約定利率)\times(約定日数-預入日数)}{預入日数}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した利率をいいます。

②預入日の１か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、いずれか低い利率。

A．約定利率−約定利率×30％

B．$$約定利率-\frac{(基準利率-約定利率)\times(約定日数-預入日数)}{預入日数}$$

（4）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

４．（規定の変更）

（1）この預金規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

（2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（3）前２項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、巻末の「定期預金共通規定」を参照ください。

以上

自動継続自由金利型定期預金規定　（大口定期預金）

〈自動継続型〉

１．（預金契約の成立）

（1）当金庫は、お客様から自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）に係る申込を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

（2）この預金の預入れは１口1,000万円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

２．（自動継続）

（1）この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（2）この預金の継続後の利率は、継続日に当金庫店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

３．（利　息）

（1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、第３条１項および２項において同じです。）から満期日の前日までの

日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（継続後の預金については前記第２条２項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

①預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

（２）この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。

①預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の２年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

（３）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（４）この預金を定期預金共通規定第３条により満期日前に解約する場合の利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の１か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のＡ、ＢおよびＣ（ＢおよびＣの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｃの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、最も低い利率。

Ａ．解約日における普通預金の利率

Ｂ．約定利率−約定利率×30％

Ｃ．$$約定利率-\frac{(基準利率-約定利率)\times(約定日数-預入日数)}{預入日数}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した利率をいいます。

②預入日の１か月後の応当日以後に解約する場合には、次のＡおよびＢの算式により計算した利率（小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｂの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、いずれか低い利率。

Ａ．約定利率−約定利率×30％

Ｂ．$$約定利率-\frac{(基準利率-約定利率)\times(約定日数-預入日数)}{預入日数}$$

（５）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

４．（規定の変更）

（１）この預金規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（３）前２項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、巻末の「定期預金共通規定」を参照ください。

以上

変動金利定期預金規定

〈非自動継続型〉

１．（預金契約の成立）

（1）当金庫は、お客様から変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）に係る申込を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

（2）この預金の預入れは１口1,000円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

２．（預金の支払時期）

この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

３．（利率の変更）

（1）この預金の利率は、金額に応じた次の「指標金利」に預入期間に応じた「上乗せ金利」を加えた利率（以下「約定利率」といいます。）を適用します。約定利率は預入日の当金庫店頭およびホームページに掲示されます。

預 入 金 額	指 標 金 利
３００万円未満	スーパー定期預金３００万円未満　６か月もの
３００万円以上１，０００万円未満	スーパー定期預金３００万円以上　６か月もの
１，０００万円以上	大口定期預金　６か月もの

（2）この預金は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に指標金利を見直すことにより、約定利率を変更します。ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

４．（利　息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳記載の中間利払利率（前記第３条により利率を変更したときは、変更後の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

Ａ．現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

Ｂ．預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および通帳記載の利率（前記第３条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①②にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金を定期預金共通規定第３条により満期日前に解約する場合の利息は次のとおり支払います。

①預入日の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

Ａ．預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ａ．６か月以上１年未満……約定利率×50%

ｂ．１年以上３年未満……約定利率×70%

Ｂ．預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ａ．６か月以上１年未満……約定利率×40%

ｂ．１年以上１年６か月未満……約定利率×50%

ｃ．１年６か月以上２年未満……約定利率×60%

ｄ．２年以上２年６か月未満……約定利率×70%

ｅ．２年６か月以上３年未満……約定利率×90%

③預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×40％

ｃ．１年以上１年６か月未満……約定利率×50％

ｄ．１年６か月以上２年未満……約定利率×60％

ｅ．２年以上２年６か月未満……約定利率×70％

ｆ．２年６か月以上４年未満……約定利率×90％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

５．（規定の変更）

（１）この預金規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（３）前２項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、巻末の「定期預金共通規定」を参照ください。

以上

自動継続変動金利定期預金規定

〈自動継続型〉

１．（預金契約の成立）

（１）当金庫は、お客様から自動継続変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）に係る申込を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

（２）この預金の預入れは１口1,000円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

２．（自動継続）

（１）自動継続変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫店頭に掲示する利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

３．（利率の変更）

（１）この預金の利率は、金額に応じた次の「指標金利」に預入期間に応じた「上乗せ金利」を加えた利率（以下「約定利率」といいます。）を適用します。約定利率は預入日の当金庫店頭およびホームページに掲示されます。

預 入 金 額	指 標 金 利
３００万円未満	スーパー定期預金３００万円未満　６か月もの
３００万円以上１，０００万円未満	スーパー定期預金３００万円以上　６か月もの
１，０００万円以上	大口定期預金　６か月もの

（２）この預金は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に指標金利を見直すことにより、約定利率を変更します。ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

４．（利　息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳記載の中間利払利率（前記第３条により利率を変更したときは、変更後の利率に 70％を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および通帳記載の利率（前記第３条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記第１条２項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①②にかかわらず預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、また満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

④利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

（２）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（３）この預金を定期預金共通規定第３条により満期日前に解約する場合の利息は次のとおり支払います。

①預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

Ａ．預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ａ．６か月以上１年未満……約定利率×50％

ｂ．１年以上３年未満……約定利率×70％

Ｂ．預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ａ．６か月以上１年未満……約定利率×40％

ｂ．１年以上１年６か月未満……約定利率×50％

ｃ．１年６か月以上２年未満……約定利率×60％

ｄ．２年以上２年６か月未満……約定利率×70％

ｅ．２年６か月以上３年未満……約定利率×90％

③預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×40％

ｃ．１年以上１年６か月未満……約定利率×50％

ｄ．１年６か月以上２年未満……約定利率×60％

ｅ．２年以上２年６か月未満……約定利率×70％

ｆ．２年６か月以上３年未満……約定利率×90％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

５．（規定の変更）

（１）この預金規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（３）前２項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、巻末の「定期預金共通規定」を参照ください。

以上

定期預金共通規定

1．（証券類の受入れ）

（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、当金庫以外の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、取引店で返却します。

2.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第３条第６項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第３条第６項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

3.（預金の解約、書替継続）

（1）この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当金庫に提出してください。

（2）前項に定める記名押印は、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

（3）期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店に提出してください。

（4）前３項の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続の手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

（5）債権保全の必要があるとき、その他当庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

（6）次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が預金申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A．暴力的な要求行為

B．法的な責任を超えた不当な要求行為

C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D．風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E．その他ＡからＤに準ずる行為

（7）この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫は、この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。

（8）前２項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

4.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（1）通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったとき、直ちに当金庫所定の方法で届出てください。

（2）前項の印章、名称、住所その他の届け出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

（3）通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、

相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

（4）通帳を再発行（紛失、焼失、盗難等）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

5. （成年後見人等の届出）

（1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に取引店に届け出てください。

（2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

（3）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

（4）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

（5）前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. （印鑑照合）

（1）払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いました上は、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

（2）第３条第２項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. （盗難通帳を用いた解約または書替継続による払戻し等）

（1）盗取された通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し（以下本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

（2）前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

（3）前２項の規定は、第１項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（4）第２項の規定にかかわらず、次のいずれか該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A．当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B．預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C．預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

（5）当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第１項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合もその受けた限度において同様とします。

（6）当金庫が第２項の規定にもとづき補てんをおこなった場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

（7）当金庫が第２項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳による不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

8. （譲渡、質入れの禁止）

（１）この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

9. （保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。

②複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただしこの預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④第２号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. （通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. （準拠法、裁判管轄）

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、静岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

12. （規定の変更等）

（１）この預金規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（３）前２項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上